



令和6年度 社地域小中一貫校環境衛生管理業務委託（長期継続契約）

金抜設計書

業 務 番 号 2024027400

業 務 名 令和6年度 社地域小中一貫校環境衛生管理業務委託（長期継続契約）

履 行 場 所 加東市木梨1134番地62（社地域小中一貫校）

兵庫県 加東市

[illegible]

| 番 号 | 名 称      | 内 容                              | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|-----|----------|----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |          | 令和6年度 社地域小中一貫校環境衛生管理業務委託（長期継続契約） |     |     |     |     |     |
| A   | 環境衛生管理業務 | 令和6年6月1日～令和11年5月31日              | 1.0 | 式   |     |     |     |
| B   | 諸経費      |                                  | 1.0 | 式   |     |     |     |
|     |          |                                  |     |     |     |     |     |
|     |          |                                  |     |     |     |     |     |
|     |          |                                  |     |     |     |     |     |
|     |          |                                  |     |     |     |     |     |
|     |          |                                  |     |     |     |     |     |
|     | 計        |                                  |     |     |     |     |     |
|     | 消費税相当額   | 10%                              |     |     |     |     |     |
|     | 委託費計     |                                  |     |     |     |     |     |
|     |          |                                  |     |     |     |     |     |
|     |          |                                  |     |     |     |     |     |
|     |          |                                  |     |     |     |     |     |
|     |          |                                  |     |     |     |     |     |
|     |          |                                  |     |     |     |     |     |
|     |          |                                  |     |     |     |     |     |

| 番 号 | 名 称                   | 内 容                                                  | 数 量   | 単位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|-----|-----------------------|------------------------------------------------------|-------|----|-----|-----|-----|
| A   | 環境衛生管理業務              |                                                      |       |    |     |     |     |
| 1   | 環境衛生管理技術者選任           |                                                      |       |    |     |     |     |
|     | 環境衛生管理技術者選任①          | R6. 6. 1～R7. 1. 31<br>小学校校舎棟及び交流棟のみ                  | 8. 0  | か月 |     |     |     |
|     | 環境衛生管理技術者選任②          | R7. 2. 1～R11. 5. 31<br>全体                            | 52. 0 | か月 |     |     |     |
| 2   | 貯水槽清掃                 |                                                      |       |    |     |     |     |
|     | 飲料水用貯水槽清掃             | 受水槽清掃<br>60m <sup>3</sup> （2槽式）※有効水量47m <sup>3</sup> | 5. 0  | 回  |     |     |     |
| 3   | 飲料水水質検査               |                                                      |       |    |     |     |     |
|     | 省略不可項目及び金属等項目<br>16項目 | 金属等項目の省略は不可とする                                       | 10. 0 | 回  |     |     |     |
|     | 消毒副生成物項目<br>12項目      | （6月1日～9月30日）                                         | 5. 0  | 回  |     |     |     |
| 4   | 簡易専用水道検査              |                                                      |       |    |     |     |     |
|     | 水道法に基づく検査             |                                                      | 5. 0  | 回  |     |     |     |
| 5   | 空気環境測定                |                                                      |       |    |     |     |     |
|     | 空気環境測定①               | R6. 6. 1～R7. 1. 31<br>1回につき12か所                      | 4. 0  | 回  |     |     |     |
|     | 空気環境測定②               | R7. 2. 1～R11. 5. 31<br>1回につき22か所                     | 26. 0 | 回  |     |     |     |
| 6   | ホルムアルデヒド測定            |                                                      |       |    |     |     |     |
|     | ホルムアルデヒド測定①           | 初年度のみ（6月1日～9月30日）<br>1回につき12か所                       | 1. 0  | 回  |     |     |     |
|     | ホルムアルデヒド測定②           | 翌年度（6月1日～9月30日）<br>1回につき10か所                         | 1. 0  | 回  |     |     |     |
|     |                       |                                                      |       |    |     |     |     |



## 令和 6 年度 社地域小中一貫校環境衛生管理業務委託（長期継続契約） 仕様書

この仕様書は、令和 6 年度 社地域小中一貫校環境衛生管理業務委託（長期継続契約）に関する業務内容、その他必要事項を明示したものであり、本業務の実施にあたっては、常に建物の管理保存に留意しつつ、これを忠実に履行しなければならない。

また、作業員等を雇用し服務させるときは、労働基準法、最低賃金法等の法令を遵守し、当該業務に従事するすべての労働者の労働環境の適正化に努めること。

### 1 業務対象物件及び所在地

- ・業務対象物件：加東市立社地域小中一貫校  
(小学校校舎棟、中学校校舎棟、交流棟)
- ・所在地：加東市木梨 1134 番地 62

### 2 履行期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日まで（60 か月）

### 3 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び発注者と受注者の協議によるものとする。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、発注者である教育委員会 教育総務課（以下「教育委員会担当者」という。）と協議するものとする。また、必要に応じて、学校担当者と協議するものとする。

### 4 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。なお、詳細内容については、各業務仕様書のとおりとする。また、契約については、各業務に単価を設定する。

- ① 建築物環境衛生管理技術者選任業務
- ② 貯水槽（受水槽）清掃業務
- ③ 飲料水水質検査業務 一般 11 項目 重金属類 5 項目 消毒副生成物 12 項目
- ④ 簡易専用水道定期検査業務
- ⑤ 空気環境測定業務
- ⑥ ホルムアルデヒド測定業務※初年度のみ

⑦ ねずみ等の点検・防除作業

5 業務体制等に関する事項

(1) 本件施設は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に該当する特定建築物であるため、受注者は、建築物環境衛生総合管理業務の登録業者であること。(建築物環境衛生総合管理業務登録証明書を契約時に提出)

(2) 業務責任者の配置

受注者は、業務責任者及び作業員（以下「従事者」という。）をもって業務体制を組織する。また、受注者は、その内容を本契約締結時に、発注者に届出なければならない。

ア 業務責任者

受注者は、本業務の履行にあたり、現場業務を把握し、作業員を指示監督するとともに、施設管理担当者と調整する業務責任者を定めること。

イ 作業員

業務責任者の指示監督に従い、本業務に従事する者。

(3) 業務計画書の作成

受注者は、実施体制、作業工程、業務を行うに当たって資格等が必要な場合は、資格等業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、契約後速やかに施設管理担当者に提出しなければならない。

(4) 業務報告書の提出等

各業務仕様書による。

(5) 服務規程

ア 受注者は、従事者に対し、各業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

イ 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

ウ 受注者は、言語、態度に気をつけ、教職員や児童生徒その他の者に不快の念を抱かしめないように注意すること。

エ 受注者は、常に整理整頓を心掛け、業務終了後は速やかに業務に関係した箇所の後片付け及び清掃を行わなければならない。

6 経費の負担・使用機材・貸与品

(1) 発注者の負担

業務の実施に必要な電力、水道及びガス等の光熱水料は、契約書等に別に記載がある場合を除き、発注者の負担とする。

(2) 受注者の負担

次に掲げるものは、契約書等に別に記載がある場合を除き、受注者の負担とする。

ア 機材

計量器、検査機械等

イ 作業員の制服及び名札等

ウ 関係法令に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続き、検査手数料等に関する費用等

エ 契約書・仕様書で規定する各種報告書の用紙等

7 資料等の整理、保管等

受注者は、業務に関係する図面、図書等の資料の保管を行い、発注者の請求に基づき速やかに提出できるよう整理しておかなければならない。

8 使用資機材及び衛生消耗品等の承認

(1) 受注者は、業務の実施に当たって使用する資機材及び各種業務報告書等について、事前に施設管理担当者に届出書を提出し、承認を得なければならない。

(2) 受注者は、業務の実施に当たって従事者に着用させる制服及び名札等を撮影した写真について、事前に施設管理担当者に提出し、承認を得なければならない。

9 入札書への記載方法

入札書に記載する金額は、履行期間中の総額を記載すること。

10 支払方法等

各業務の履行完了後、検査に合格した場合は、契約書の手続きにより業務完了分を請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。

11 その他

作業の実施に当たっては、授業等に支障のないように十分注意すること。また、特に火災・盗難・その他事故防止については、万全の配慮を行うとともに、次の事項を遵守のうえ実施すること。

(1) 受注者は、業務中に施設の破損、設備の故障個所を発見した場合は、その状況を直ちに施設管理担当者に報告しなければならない。機械器具類・備品・建具等の部品と思われるものが、床等に落下しているのを発見したときは、収集して施設管理担当者に引き渡すこと。また、受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害の場合は、その際に発生する補修及び修理費用等は受注者が負担すること。



- (2) 受注者は、施設内において書類の閲覧、複写等本業務以外の行為をしてはならない。
- (3) 清掃作業に直接使用する資機材以外の物品その他を、施設内に搬入してはならない。

## 12 長期継続契約に係る特約

- (1) 発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- (2) (1)により、発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できるものとする。  
なお、この場合における補償額は、発注者、受注者が協議して定める。

## 建築物環境衛生管理技術者選任業務仕様書

この仕様書は、建築物環境衛生管理技術者業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 対象施設

加東市立社地域小中一貫校

※令和6年6月1日から令和7年1月31日までの間は、中学校校舎棟は長寿命化改修工事中のため、対象は、小学校校舎棟及び交流棟のみ

### 2 建築物環境衛生管理技術者の選任及びその業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第7条第1項に規定する者を選任し、当該技術者により建築物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるよう次の業務を実施するものとする。

#### (1) 管理技術者の職務

- 1) 維持管理業務計画の立案（契約締結後の業務日程表の提出）
- 2) 維持管理業務の全般的な監督
- 3) 環境衛生管理上の維持管理に関する測定又は検査の実施とその結果の評価
- 4) 環境衛生管理上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- 5) 環境衛生管理に必要な意見の具申
- 6) 環境衛生管理に必要な諸書類の作成及び関係図面、書類、図書等の保管
- 7) 建築物環境衛生管理技術者の所管保健所への選任届出
- 8) その他必要な業務

#### (2) 名簿の提出

受注者は、契約締結後、速やかに管理技術者の氏名及び免状の写しを発注者に提出するものとする。

### 3 その他

- (1) 業務を実施するときは、予め日時等について学校担当者と協議し、授業等に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (2) この仕様書に定めの手続きについては、協議のうえ実施するものとする。

### 4 業務期間

|        | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|--------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 令和6年度  |   |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 令和7年度  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 令和8年度  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 令和9年度  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 令和10年度 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 令和11年度 | ○ | ○ |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

※業務期間は60か月とする。

## 受水槽清掃業務仕様書

この仕様書は、受水槽清掃業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 目 的

水道法第4条、第34条の2第2項、同法施行規則第55条、建築物の衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同法施行規則第4条（飲料水に関する衛生上必要な措置等）に基づき、清掃業務を実施するものとする。

### 2 対 象

- ・対象施設：加東市立社地域小中一貫校
- ・受 水 槽：ステンレスパネル型 1基
- ・寸 法：4,000×5,000×3,000mm
- ・内 容 積：60 m<sup>3</sup>（2槽式） ※有効水量 47 m<sup>3</sup>
- ・設置場所：学校敷地内（地上）

### 3 業務責任者

- (1) 受注者は、業務開始前に本業務を確実に履行できる業務責任を定めること。
- (2) 業務責任者は、当該業務に精通し貯水槽清掃作業監督者講習会を終了した貯水槽清掃作業監督者とする。
- (3) 業務責任者及び作業員は、常時健康を維持し、腸管系伝染病の有無について定期的に検査を受ける等、保菌していないことを確かめること。

### 4 安全対策と清掃点検に伴う注意事項

- (1) 作業にあたっては、関係法令等を遵守し、安全に実施すること。万が一事故が発生した場合は、受注者の責任に応じて対応すること。
- (2) 既存施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧を図り、速やかに教育委員会担当者及び学校担当者に報告すること。復旧に要した費用は受注者の負担とする。
- (3) 清掃点検終了後、操作した各種スイッチ類、止水栓及びバルブ等は必ず定位置に戻し、清掃点検前の機能が維持できるようにすること。
- (4) 対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。

### 5 作業時間

- (1) 業務は、平日昼間に作業するものとする。
- (2) 日常業務に支障をきたさぬよう学校担当者と協議のうえ、作業日時を決定すること。

### 6 報 告

- (1) 清掃点検作業終了後、速やかに所定の様式に所要事項を記載し、作業前後の写真を添えて、教育委員会担当者及び学校担当者に各1部ずつ提出すること。
- (2) 作業点検報告書は、発注者・受注者・学校が各1部保管する。
- (3) 清掃点検作業中、槽壁、配管類等で補修を要する損傷個所が発見された場合や設備の異常個所を発見した場合は、速やかに教育委員会担当者及び学校担当者に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、復旧などに要する工事費、部品

- 及び消耗資材等（軽微なもの以外）の費用は委託料に含まれないものとする。
- 7 その他  
 (1) この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ実施するものとする。

8 業務回数

清掃点検回数は下記の表のとおりとする。

|        | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|--------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 令和6年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和7年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和8年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和9年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和10年度 |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和11年度 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

※毎年度8月の実施としているが、学校担当者と協議のうえ、実施月を決定すること。

9 業務内容

| 項 目  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 回 数  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 定期作業 | <p>事前点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水設備図面により構造・配管・電気配線などを確認する</li> <li>・貯水槽周辺の状況、不衛生なゴミの有無などを点検する</li> <li>・施錠の有無、汚水・雨水などの侵入有無を点検する</li> <li>・空気抜き管・オーバーフロー管など開口部の防虫設備を点検する</li> <li>・貯水槽内部に異物が沈殿、又は付着していないかなど内部状態を点検する</li> <li>・各種機器の作動状態を点検する</li> <li>・作業場所の安全を確認する</li> </ul>                                        | 1回/年 |
|      | <p>作業準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水槽清掃器材・機器は専用とし、使用前に必ず洗浄消毒を行う</li> <li>・安全処置の確認は、次のとおり行う               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 酸素欠乏防止のため、換気装置の確認を行う</li> <li>2. 感電防止のため、電気配線の確認を行う</li> </ol> </li> <li>・作業衣の着用は原則として現場で行う（滅菌済みの専用作業衣）</li> <li>・作業員は手足を石けんで洗い、消毒液で消毒する</li> <li>・槽内を排水する</li> </ul> |      |
|      | <p>槽内の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗浄機、ブラシ等で壁面の水あか等を除去する</li> <li>・その他機器の水あかや錆び落としを行う</li> <li>・槽内部の水を完全に排水する</li> <li>・水洗いを行う<br/>               （洗剤等を使用したときは、洗剤が残留しないよう、水洗いを特に入念に行う）</li> <li>・洗浄後、消毒剤を用いてタンク内の消毒を行う<br/>               ※消毒剤は有効塩素 50～100PM 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩</li> </ul>               |      |

|              |               |                                                                                                                                                                  |       |        |        |    |       |    |       |
|--------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|--------|----|-------|----|-------|
| 定期作業<br>(続き) | 槽内の清掃<br>(続き) | 素剤を用い一定期間（30 分間）放置する<br>消毒は、槽内の全壁面・床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等にて噴霧により吹き付けるか、ウエス等で塗りつける方法で行う<br>・ 放置後、もう一度消毒液を用いて仕上げ消毒を行う<br>・ 消毒後 30 分以上経過してから水張りを実施する               | 1 回/年 |        |        |    |       |    |       |
|              | 後片付け          | ・ ボールタップ等の自動定水位の作動を確認する<br>・ 点検口を閉鎖する                                                                                                                            |       |        |        |    |       |    |       |
|              | 簡易測定          | ・ 貯水槽の清掃が完了したときは、給水装置末端の給水栓から採水し、任意測定を行うものとする<br>※測定に当たっては、それぞれ次の基準に適合しなければならない                                                                                  |       |        |        |    |       |    |       |
|              |               | <table><tr><td>遊離残留塩素</td><td>0.2PPM</td></tr><tr><td>色度</td><td>5 度以下</td></tr><tr><td>濁度</td><td>2 度以下</td></tr><tr><td>臭気・味</td><td>異常でないこと</td></tr></table> |       | 遊離残留塩素 | 0.2PPM | 色度 | 5 度以下 | 濁度 | 2 度以下 |
| 遊離残留塩素       | 0.2PPM        |                                                                                                                                                                  |       |        |        |    |       |    |       |
| 色度           | 5 度以下         |                                                                                                                                                                  |       |        |        |    |       |    |       |
| 濁度           | 2 度以下         |                                                                                                                                                                  |       |        |        |    |       |    |       |
| 臭気・味         | 異常でないこと       |                                                                                                                                                                  |       |        |        |    |       |    |       |

## 飲料水水質検査業務仕様書

この仕様書は、飲料水水質検査業務について必要な事項を定めるものとする。

### 1 目的

建築物の衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同法施行規則第4条（飲料水に関する衛生上必要な措置等）に基づき、水質検査業務を実施するものとし、水道水を水源とするものに限り適用する。

### 2 検査対象

対象施設：加東市立社地域小中一貫校

※受水槽系統の末端給水栓 1か所

### 3 業務責任者

(1) 受注者は、業務開始前に本業務を確実に履行できる業務責任者を定めること。

(2) 業務責任者は、当該業務に精通した者とし、法令等で業務を実施するための資格が定められている場合は、当該資格を有する者でなければならない。

### 4 作業期間

(1) 業務は、平日昼間に作業するものとする。

(2) 授業に支障をきたさぬよう学校担当者と協議のうえ、作業日時を決定すること。

### 5 材料費等の負担

業務の実施に当たり、必要となる材料および機械器具等経費は受注者の負担とする。

### 6 報告

(1) 水質検査報告書を教育委員会担当者及び学校担当者に提出すること。

(2) 水質検査報告書は、発注者・受注者・学校が各1部保管すること。

(3) 業務責任者は、測定の結果、基準値に適合しない場合は、その原因を推定し、教育委員会担当者及び学校担当者に報告すること。

### 7 その他

この仕様書に定めない事項については、協議のうえ実施するものとする。

## 8 業務回数

一般 11 項目 重金属類 5 項目

|          | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|----------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 令和 6 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   | ○ |   |
| 令和 7 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   | ○ |   |
| 令和 8 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   | ○ |   |
| 令和 9 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   | ○ |   |
| 令和 10 年度 |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   | ○ |   |
| 令和 11 年度 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

※学校担当者と協議のうえ、実施月を決定すること。

※検査回数は当該契約期間中 10 回とする。

※検査はいずれも 16 項目実施すること。

消毒副生成物 12 項目

|          | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|----------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 令和 6 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 7 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 8 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 9 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 10 年度 |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 11 年度 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

※学校担当者と協議のうえ、実施月を決定すること。

## 9 業務内容

| 項 目          | 分 析 項 目      | 基 準 値                     | 回数            |
|--------------|--------------|---------------------------|---------------|
| 一般<br>11 項目  | 一般細菌         | 1 ml の検水で形成される集落数が 100 以下 | 2 回/年         |
|              | 大腸菌          | 検出されないこと                  |               |
|              | 亜硝酸態窒素       | 0.04 mg/リットル以下            |               |
|              | 硝酸態窒素・亜硝酸態窒素 | 10 mg/リットル以下              |               |
|              | 塩化物イオン       | 200 mg/リットル以下             |               |
|              | 有機物（全有機炭素）   | 3 mg/リットル以下               |               |
|              | pH 値         | 5.8 以上 8.6 以下             |               |
|              | 味            | 異常でないこと                   |               |
|              | 臭気           | 異常でないこと                   |               |
|              | 色度           | 5 度以下                     |               |
|              | 濁度           | 2 度以下                     |               |
| 重金属類<br>5 項目 | 鉛及びその化合物     | 0.01 mg/リットル以下            | 2 回/年<br>省略不可 |
|              | 亜鉛及びその化合物    | 1.0 mg/リットル以下             |               |

|                      |                 |                |                                            |
|----------------------|-----------------|----------------|--------------------------------------------|
| 重金属類<br>5 項目<br>(続き) | 鉄及びその化合物        | 0.3 mg/リットル以下  | 2 回/年<br>省略不可                              |
|                      | 銅及びその化合物        | 1.0 mg/リットル以下  |                                            |
|                      | 蒸発残留物           | 500 mg/リットル以下  |                                            |
| 消毒副生<br>成物<br>12 項目  | シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01 mg/リットル以下 | 1 回/年<br><br>6 月 1 日～<br>9 月 30 日<br>の間に測定 |
|                      | 塩素酸             | 0.4 mg/リットル以下  |                                            |
|                      | クロロ酢酸           | 0.02 mg/リットル以下 |                                            |
|                      | クロロホルム          | 0.06 mg/リットル以下 |                                            |
|                      | ジクロロ酢酸          | 0.04 mg/リットル以下 |                                            |
|                      | ジブロモクロロメタン      | 0.1 mg/リットル以下  |                                            |
|                      | 臭素酸             | 0.01 mg/リットル以下 |                                            |
|                      | 総トリハロメタン        | 0.1 mg/リットル以下  |                                            |
|                      | トリクロロ酢酸         | 0.2 mg/リットル以下  |                                            |
|                      | ブロモジクロロメタン      | 0.03 mg/リットル以下 |                                            |
|                      | ブロモホルム          | 0.09 mg/リットル以下 |                                            |
|                      | ホルムアルデヒド        | 0.08 mg/リットル以下 |                                            |



## 簡易専用水道定期検査業務仕様書

この仕様書は、簡易専用水道定期検査業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 目 的

水道法第 34 条の 2 第 2 項及び同法施行規則第 56 条（検査）に基づき、定期検査業務を実施するものとする。

### 2 検査対象

対象施設：加東市立社地域小中一貫校

※上水給水設備について検査を行うものとする。

### 3 業務責任者

(1) 受注者は、業務開始前に本業務を確実に履行できる業務責任者を定めること。

(2) 業務責任者は、当該業務に精通した者とし、法令で業務を実施するための資格が定められている場合は、当該資格を有する者でなければならない。

### 4 作業時間

(1) 業務は、平日昼間に作業するものとする。

(2) 授業等に支障をきたさぬよう、学校担当者と協議のうえ、作業日時を決定すること。

### 5 材料費などの負担

業務の実施にあたり、必要とする材料及び機械器具などの経費は受注者の負担とする。

### 6 報 告

(1) 検査結果書を教育委員会担当者及び学校担当者に提出すること。

(2) 検査結果報告書は、発注者・受注者・学校が各 1 部保管する。

(3) 業務責任者は、検査の結果改善を要する場合は、その原因を推定し、教育委員会担当者に報告すること。

(4) 法令に基づく官公署への提出書類の作成及び届出は受注者の責任と負担において実施すること。

### 7 その他

この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ実施するものとする。

### 8 業務回数

検査は 1 年に 1 回とする。

|          | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|----------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 令和 6 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 7 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 8 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 9 年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 10 年度 |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |



## 空気環境測定業務仕様書

この仕様書は、空気環境測定業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 目 的

建築物の衛生的環境の確保に関する法律第 4 条及び同法施行規則第 3 条の 2（空気環境の測定方法）に基づき、測定を実施し、基準値に適合しているか否かを確認するものとする。

### 2 検査対象

対象施設：加東市立社地域小中一貫校

測定場所：22 か所

※令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの間は、中学校校舎棟は長寿命化改修工事中のため、測定場所は小学校校舎棟及び交流棟のみ（12 か所）

### 3 業務責任者

(1) 受注者は、業務開始前に本業務を確実に履行できる業務責任者を定めること。

(2) 業務責任者は、当該業務に精通した空気環境測定実施者とする。

### 4 作業時間

(1) 業務は、平日昼間に作業するものとする。

(2) 授業等に支障をきたさぬよう、学校担当者と協議のうえ、作業日時を決定すること。

### 5 材料費などの負担

業務の実施にあたり、必要とする材料及び機械器具などの経費は受注者の負担とする。

### 6 報 告

(1) 空気環境測定結果報告書を教育委員会担当者及び学校担当者に提出すること。

(2) 空気環境測定結果報告書は、発注者・受注者・学校が各 1 部保管する。

(3) 業務責任者は、測定の結果、基準値に適合しない場合は、その原因を推定し、教育委員会担当者に報告すること。

### 7 その他

この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ実施するものとする。

### 8 業務回数

検査は 2 か月に 1 回とする。

|         | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|---------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 令和 6 年度 |   |   | ○ |   | ○ |   | ○  |    | ○  |   | ○ |   |
| 令和 7 年度 | ○ |   | ○ |   | ○ |   | ○  |    | ○  |   | ○ |   |
| 令和 8 年度 | ○ |   | ○ |   | ○ |   | ○  |    | ○  |   | ○ |   |
| 令和 9 年度 | ○ |   | ○ |   | ○ |   | ○  |    | ○  |   | ○ |   |

|          |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |
|----------|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|
| 令和 10 年度 | ○ |  | ○ |  | ○ |  | ○ |  | ○ |  | ○ |  |
| 令和 11 年度 | ○ |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |

※学校担当者と協議のうえ、実施月を決定すること。

※測定回数は当該契約期間中 30 回とする。

## 9 業務内容

| 項 目 |       | 作 業 内 容                                                  |                                        | 回数    |
|-----|-------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------|
| 定 期 | 測定・基準 | 測定ポイント数 22 P                                             |                                        | 6 回/年 |
|     |       | 浮遊粉塵量                                                    | 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下              |       |
|     |       | 一酸化炭素含有率                                                 | 10ppm 以下（外気の CO が 10ppm 以上の場合には 20ppm） |       |
|     |       | 二酸化炭素含有率                                                 | 1,000ppm 以下                            |       |
|     |       | 温度                                                       | 17～28℃                                 |       |
|     |       | 相対湿度                                                     | 40～70%                                 |       |
|     |       | 気流                                                       | 0.5m/sec 以下                            |       |
|     | 方 法   | 1) 測定点：床上 75 cm以上 150 cm以下の位置で 1 か所                      |                                        |       |
|     |       | 2) 測定時間：通常の作業時間中に行うこととし、実際の測定時間は法に定められた測定方法毎に、定められた時間に実施 |                                        |       |
|     |       | 3) 測定方法：厚生労働省令に定める方法により測定                                |                                        |       |

## ホルムアルデヒド測定業務仕様書

この仕様書は、空気環境測定業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 目 的

建築物の衛生的環境の確保に関する法律第 4 条及び同法施行規則第 3 条の 2（空気環境の測定方法）に基づき、測定を実施し、基準値に適合しているか否かを確認するものとする。

### 2 検査対象

対象施設：加東市立社地域小中一貫校

測定場所：令和 6 年度 12 か所（小学校校舎棟及び交流棟）

令和 7 年度 10 か所（中学校校舎棟）

### 3 業務責任者

(1) 受注者は、業務開始前に本業務を確実に履行できる業務責任者を定めること。

(2) 業務責任者は、当該業務に精通した空気環境測定実施者とする。

### 4 作業時間

(1) 業務は、平日昼間に作業するものとする。

(2) 授業等に支障をきたさぬよう、学校担当者と協議のうえ、作業日時を決定すること。

### 5 材料費などの負担

業務の実施にあたり、必要とする材料及び機械器具などの経費は受注者の負担とする。

### 6 報 告

(1) ホルムアルデヒド測定結果報告書を教育委員会担当者及び学校担当者に提出すること。

(2) ホルムアルデヒド測定結果報告書は、発注者・受注者・学校が各 1 部保管する。

(3) 業務責任者は、測定の結果、基準値に適合しない場合は、その原因を推定し、教育委員会担当者に報告すること。

### 7 その他

この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ実施するものとする。

### 8 業務回数

検査は令和 6 年度中 1 回、令和 7 年度中 1 回とする。

|          | 4 | 5 | 6       | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|----------|---|---|---------|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 令和 6 年度  |   |   | 交流棟・増築棟 |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 7 年度  |   |   | 既存棟     |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 8 年度  |   |   |         |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 9 年度  |   |   |         |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 令和 10 年度 |   |   |         |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

[illegible]

※学校担当者と協議のうえ、小学校校舎棟及び交流棟分は令和6年6月1日～令和6年9月30日の内で、中学校校舎棟は令和7年6月1日～令和7年9月30日の内で決定すること。

## 9 業務内容

| 項 目 |       | 作 業 内 容                                                          |          | 回 数                           |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------|
| 定 期 | 測定・基準 | 測定ポイント数 22 P                                                     |          | 1 回/年<br>※令和 6 年度、<br>令和 7 年度 |
|     |       | ホルムアルデヒド量                                                        | 0.5m/秒以下 |                               |
|     | 方 法   | 1) 測定点：床上 75 cm以上 150 cm以下の位置で<br>1 か所                           |          |                               |
|     |       | 2) 測定時間：通常の作業時間中に行うこととし、<br>実際の測定時間は法に定められた測定方法毎に、<br>定められた時間に実施 |          |                               |
|     |       | 3) 測定方法：厚生労働省令に定める方法により<br>測定                                    |          |                               |

## ねずみ等の点検・防除作業仕様書

この仕様書は、衛生害虫並びにねずみ等の防除作業について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 目 的

建築物の衛生的環境の確保に関する法律第4条及び同法施行規則第4条の5（清掃等及びねずみ等の防除）第2項及び第3項に基づき、必要な措置を講じるものとする。

### 2 対象範囲

(1) 作業範囲：加東市立社地域小中一貫校

① 給湯室、倉庫、便所などの害虫生息場所・歩行路

② チョウバエの発生源となるマンホール・下水溝

(2) 作業対象：

主として、蚊・ゴキブリ・チョウバエ及びねずみ等を対象とする。

※令和6年6月1日から令和7年1月31日までの間は、中学校校舎棟は長寿命化改修工事中のため、作業範囲は小学校校舎棟及び交流棟のみ

### 3 業務責任者

(1) 受注者は、業務開始前に本業務を確実に履行できる業務責任者を定めること。

(2) 業務責任者は、当該業務に精通した者とし、法令等で業務を実施するための資格が定められている場合は、当該資格を有する者でなければならない。

### 4 作業時間

(1) 業務は、平日昼間に作業するものとする。

(2) 授業等に支障をきたさぬよう、学校担当者と協議のうえ、作業日時を決定すること。

### 5 材料費などの負担

業務の実施にあたり、必要とする材料及び機械器具などの経費は受注者の負担とする。

### 6 報 告

(1) 防除作業に先立ち、調査結果の判定及び提案に基づき業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受けること。

(2) 防除作業終了ごとに作業写真（作業前、中、後）を添え、報告書を提出すること。

(3) 報告者は、発注者・受注者・学校が各1部保管する。

### 7 効果判定

(1) 生息が確認されて実施した防除の終了後には、効果判定を行うこと。

(2) 効果判定によって措置水準に該当する場合には、再度調査を行って問題点を明らかにし、再作業を行うこと。

### 8 注意事項

(1) ねずみ等の防除のため殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法第14条又は第19条の2の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

(2) 殺鼠剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに教職員及び児童生徒の事故の防止に努めること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ実施するものとする。

10 業務回数

生息状況調査は6か月に1回とする。

|        | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|--------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 令和6年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   | ○ |   |
| 令和7年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   | ○ |   |
| 令和8年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   | ○ |   |
| 令和9年度  |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   | ○ |   |
| 令和10年度 |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   | ○ |   |
| 令和11年度 |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

※学校担当者と協議のうえ、実施月を決定すること。

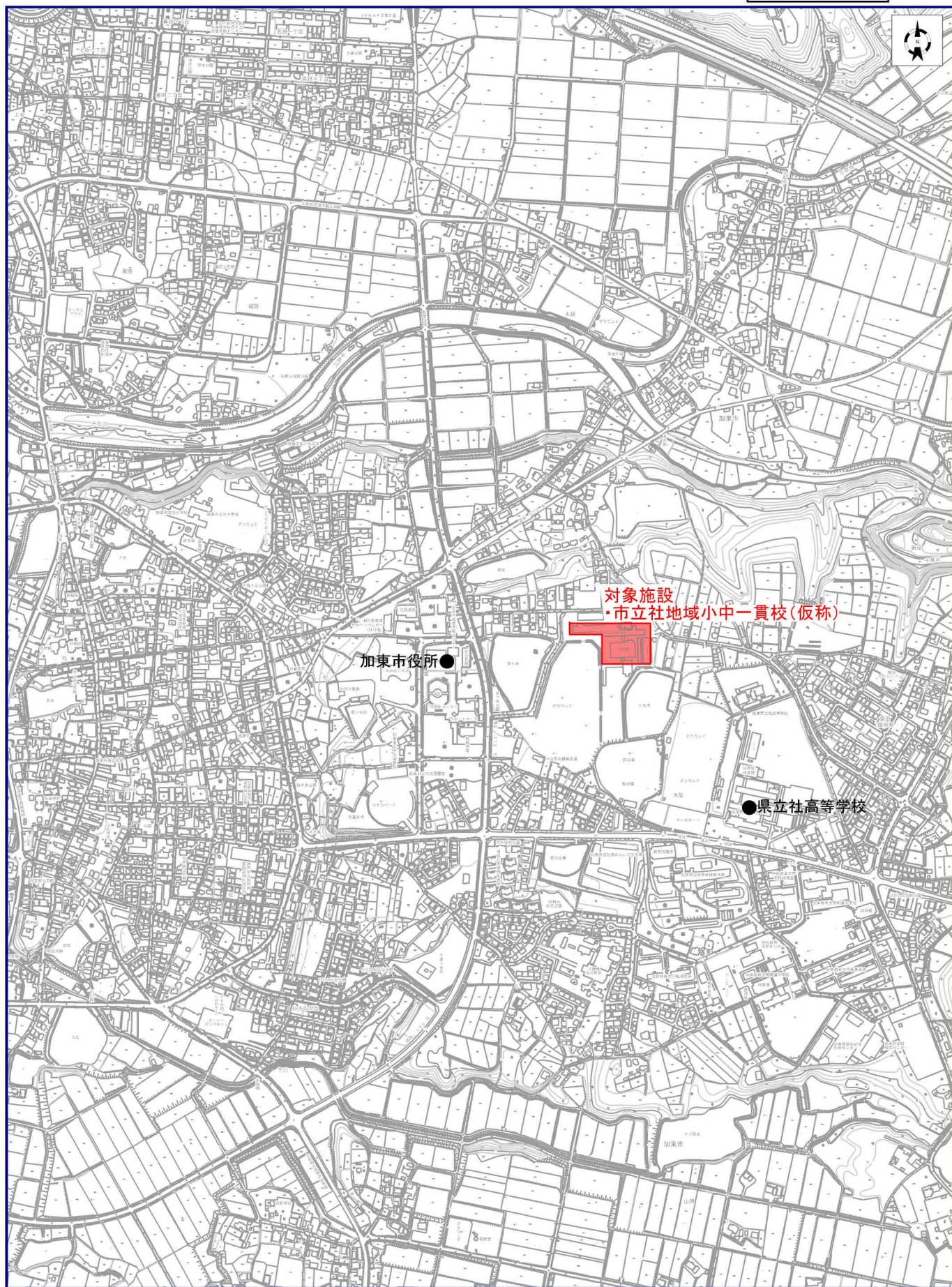
※調査回数は当該契約期間中10回とする。

11 業務内容

統一的に調査し、当該結果に基づきその状況に応じた適切な防除を実施する。

| 項 目  |        | 作 業 内 容             | 回数   |
|------|--------|---------------------|------|
| 定期作業 | 生息状況調査 | ヒアリング・目視による証跡調査     | 2回/年 |
|      | 害虫駆除   | トリートメント（残留噴霧法）による施工 | 調査後  |
|      | 殺鼠     | バイティング（食毒剤による施工     | 調査後  |







真北方向  
方位北 -0° 22' 9"  
(基準点2-30.1)

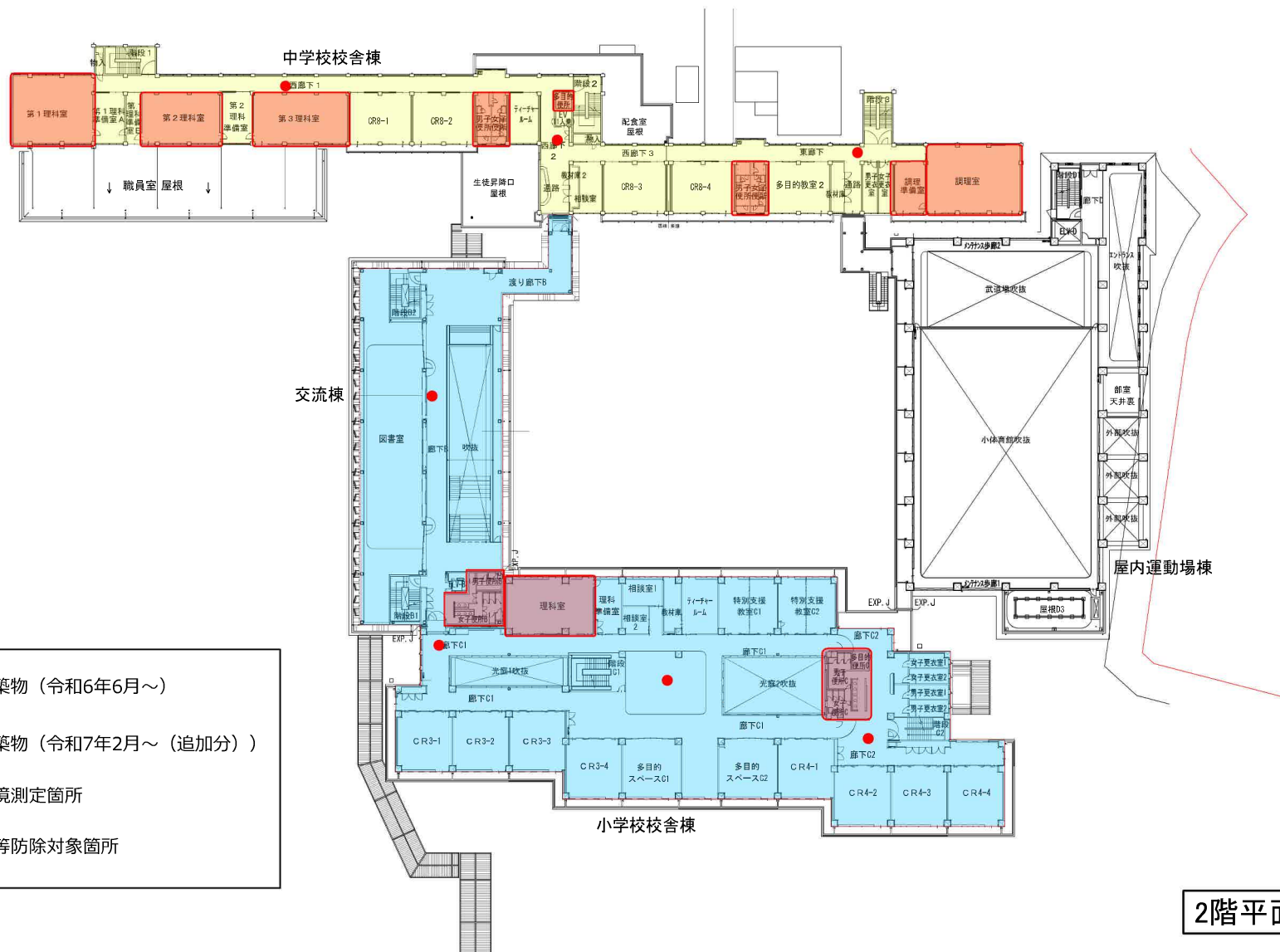
本業務の対象となる施設  
(受水槽)

本業務の対象となる建築物

全体平面図

|       |  |        |         |          |  |                             |  |
|-------|--|--------|---------|----------|--|-----------------------------|--|
| 竣工年月日 |  | DATE   | 2022. 3 | FIG. NO. |  | FIG. TITLE                  |  |
| 監理者印  |  | ORIGIN |         |          |  | FIG. TITLE                  |  |
| 施工者印  |  |        |         |          |  | A1 1:600<br>SCALE A3 1:1200 |  |





…対象建築物（令和6年6月～）

…対象建築物（令和7年2月～（追加分））

…空気環境測定箇所

…ねずみ等防除対象箇所

2階平面図

|       |  |  |  |  |          |      |   |             |  |               |            |       |
|-------|--|--|--|--|----------|------|---|-------------|--|---------------|------------|-------|
| 竣工年月日 |  |  |  |  | DATE     | 2022 | 3 | PROJECT NO. |  | PROJECT TITLE |            | 意匠    |
| 監理者印  |  |  |  |  | REVISION |      |   |             |  | 2階平面図         | 1:300 (A1) | A-192 |
| 施工者印  |  |  |  |  |          |      |   |             |  | SCALE         | 1:600 (A3) |       |





